

北九州市 I C T活用工事（付帯構造物設置工） 実施要領

1 I C T活用工事

（1）概要

I C T活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示す I C T施工技術を全面的に活用する工事である。

また、次の①②④⑤の全ての段階で I C T施工技術を活用（以下、「I C T活用施工」という。）することを I C T活用工事（付帯構造物設置工）とするが、次の②④⑤の段階で活用を必須とし、①の段階で受注者の希望により I C T施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型 I C T活用工事とする。また、「I C T付帯構造物設置工」という略称を用いる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工（※該当無し）
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

I C T付帯構造物設置工は、I C T土工や I C T土工（1,000 m³未満）、I C T舗装工等の「関連施工種」として実施することとする。

（2）I C T施工技術の具体的内容

国土交通省「I C T活用工事（付帯構造物設置工）実施要領」の「1－3 I C T施工技術の具体的内容」によるものとする。

（3）I C T活用工事の対象工事

- ・コンクリートブロック工
（コンクリートブロック積、コンクリートブロック張、連節ブロック張、天端保護ブロック）
- ・緑化ブロック工
- ・石積(張)工
- ・海岸コンクリートブロック工
- ・側溝工（プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝）
- ・暗渠工
- ・管渠工
- ・縁石工（縁石、アスカーブ）
- ・基礎工（護岸）（現場打基礎、プレキャスト基礎）
- ・コンクリート被覆工
- ・護岸付属物工

2 I C T活用工事の実施方法

I C T付帯構造物設置工は、I C T土工や I C T土工（1,000 m³未満）、I C T舗装工と同時に実施する「関連施工種」であるため、単独での発注は行わない。

3 ICT活用工事実施の推進のための措置

主たる工種であるICT土工やICT土工（1,000 m³未満）、ICT舗装工等の「関連施工種」とするため、工事成績評定における措置については、主たる工種のみで行う。

4 ICT活用工事の導入における留意点

（1）施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、「北九州市土木工事施工管理基準」に則り、監督・検査を実施するものとする。

（2）工事費の積算

発注者は、受注者希望型による工事を契約した後の協議において、受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象として積算し、落札率を乗じた価格により契約変更をおこなうものとする。

また、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積提出を求め、設計変更するものとする。

その他の施工プロセスの積算については、国土交通省「ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領」に基づき積算する。